

議案第四十六号

中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正に係る意見の申出について
右の議案を提出します。

令和七年十一月二十五日

提出者 中央区教育委員会教育長 平林治樹

中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正に係る意見の申出について
別紙のとおり中央区長から意見を求められた中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の改正案については、異議ありません。

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この議案を提出します。

7中総職第1094号
令和7年11月25日

中央区教育委員会様

中央区長
山本泰人



中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
改正に係る意見の聴取について

中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正を令和7年第四回中央区議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴教育委員会の意見を聴取します。

記

1 改正を要する条例

中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月中央区条例第12号）

2 内容

別紙のとおり

3 実施時期

別紙のとおり

中央区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について

1 内容

(1) 期末手当の支給月数の改定

年間支給月数を0.025月引き上げる。

支給月	改 定 後		現 行
	令和8年度以降	令和7年度	
6月	1. 2625月	1. 25月	1. 25月
12月	1. 2625月	1. 275月	1. 25月
計	2. 525月	2. 525月	2. 50月

(2) 勤勉手当の支給月数の改定

年間支給月数を0.025月引き上げる。

支給月	改 定 後		現 行
	令和8年度以降	令和7年度	
6月	1. 1875月	1. 175月	1. 175月
12月	1. 1875月	1. 20月	1. 175月
計	2. 375月	2. 375月	2. 35月

(3) 規定整備

学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正（主務教諭の職の新設）により起きた項ずれに合わせて改正を行う。

2 実施時期

(1) 及び(2)については、公布の日及び令和8年4月1日

(3)については、令和8年4月1日